

【平成28年熊本地震に伴う雇用保険失業給付の給付制限の特例】

給付制限を受けている（受ける）方（退職理由が自己都合などの方）は、「給付制限期間の短縮」により給付開始時期が早まります。

平成28年4月14日時点で、熊本県内に居住している方であって、地震発生前から平成29年4月13日までに離職した方のうち、雇用保険失業給付の給付制限期間が3ヶ月の方は、給付制限期間の短縮(3ヶ月⇒1ヶ月)がされる特例措置がありますので、できる限り早くハローワークに来所してください。

※ 雇用保険受給資格者証の15欄(「給付制限」)に「3ヶ月」と印字されている方が対象となります。

① 雇用保険失業給付の手続がお済みの方

- 平成28年4月14日時点で、給付制限期間が1ヶ月を経過している方は、4月14日から失業の認定を受けることができます。
- 待期中又は給付制限期間が1ヶ月を経過していない方は、待期満了後1ヶ月経過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日(「雇用保険受給資格者証」に記載があります)にかかわらず、ハローワークに来所すれば、4月14日から来所日の前日(待期満了後1ヶ月経過していない方は、1ヶ月経過した日の翌日から来所日の前日)までの分(28日分が上限)の給付を受けることができます。
- これ以降は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

② 今後、雇用保険失業給付の手続をされる方

- 待期満了後1ヶ月経過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

※ 制度利用に当たっての留意事項

平成28年4月14日時点で、熊本県内に居住していた方が対象です。地震発生後、熊本県外に転居した場合も対象になります。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、ハローワークや労働局にご相談ください。

